

昭和六年十月 日  
内閣總理大臣  
若槻禮次郎閣下

### 我等の猛運動に依り結局五分を二分に喰止む

此の根強き我等の運動は選信當局を動かし、政府當局を反省せしめて、二十一日の閣議は昭和七年度歳出豫算を決定し我等が要求たる左記事項に就て二十八日午後選信省に於て

選信省側大橋次官、猪熊大臣官房保健課長、本會側當主事、高地、安川、森本、戸島の各代表會見し大要左の如き回答を得た。

一、選信豫算削減反對に關する件大藏省提示案たる「總計二千十三萬圓餘」の削減案は結局總額七百七十五萬一千九百七十七圓（内譯經常部六百九十萬九千二百七十一圓、臨時部八十四萬二千七百六圓）に喰止めた即ち、現業五分、非現業一割案が現業二分非現業中の準現業五分となつたのである、右に依る整理は法律の改正を必要とするもの以外は昭和七年二月二十日を以つて完了する、手當は大正十三年の整理の際と同率である。

五〇

一、通信事業を特別會計制として事業の公共性を護れ、本件に對する二十一日の閣議決定は次の通り。

「通信事業特別會計を速に實施する目的を以つて内閣、大藏省及選信省の關係官吏を以つて調査會を組織し特別會計の範圍其の他具體的實行方法に付き攻究する」

大體以上の如き回答内容であつたのであるが更に翌々三十日（月曜）には総理局山田主計課長と會見し、より詳細なる數字的質問をなしたのである。

我等の果敢なる反對運動は結局現業五分を二分に、非現業の劃一的削減を準現業燈臺、電氣試験所、工務の現場、従事員等を五分に喰止め得たのである。

以上は豫算編成期に於ける我等が豫算削減反對闘争の概要である若槻内閣が閣内不統一を名として總辭職し、大藏政友會内閣が之れに替つたが、行財政整理案はその儘踏襲する事となつた。

### 2 定員削減反對闘争

大藏内閣に整理案の撤回を要求

豫算編成期に於ける我等の豫算削減反對闘争は、前項の如き成果を収め、部内従事員に對する犠牲と事業の縮少程度とを輕からしめた。然るに十二月十二日に至り決然若槻

内閣は閣内不統一を名として總辭職し、大藏内閣が成立した。十二月二十日日本部に開催された本會評議委員會は、選信豫算削減反對の決議をなし、新選信大臣三土忠遠氏に前内閣の立案せる行財政整理案の撤回を要求する事とした。

### 決 議

我が選友同志會は新選信大臣を迎ふるに當り、全選信部内従事員の總意を代表し。特に左記要項に付き充分なる考慮あらん事を要望す

一、選信事業の公共性を破壊するが如き結果に陥る、選信豫算の削減に反對す、殊に前若槻内閣の立案せる無藝なる行財政整理案の撤回を要望す

一、通信事業特別會計の即時實施

一、前内閣當時の減停並諸給與減即時復活

昭和六年十二月廿八日

日本労働總同盟選友同志會

選信大臣三土忠遠閣下

右之如き決議を提て本會代表高地、森本、安川、齋藤、櫻井の五君は十二月二十八日午前十時より選信省に於て、大臣不在のため、猪熊保健課長以下と會見し、評議委員の意志を政府當局に傳達方交渉した。然し乍ら大藏政友内閣

も本質的に民政黨内閣と何等異なる事なき資本家の内閣である。資本家本位の行財政整理案は、前内閣の案その儘を踏襲する事となつた。

當局の徹底的整理方針を曝露

我等は又年末繁忙期に對する闘争に於て、選信當局が此の不可避なる人員整理を控へて、嚴罰主義を以て年末繁忙期に臨むであろう事は充分に豫想されたので、これに對する嚴罰主義反對の闘争を指令し陰險なる官僚支配階級の策謀と對抗せしめた。

年末首繁忙を過ぎてホツとする間もなく引續いて議會解散に依る選總舉戦が全国的に展開された此の二次繁忙期を通じて、酷使と逆選から切抜けた選信従事員の頭上に下されるものは何か、それは従事員が永年の勤勞も、事業に盡した功績も、又將來の生活保障をも、一切を無視した、冷酷なる首切の嵐である。而かも選信事業の現状は増員擴張の必要こそあれ整理縮少の餘地全然なき状態であるにも拘らず、資本家政府は此の暴舉を敢いてし、卑屈なる選信當局又自らの事業に對する責任ある立場を忘れて定員減を強行し來つた。

我等は此處に於て、人員整理に對する對策を立て併て折柄上海事變の爲め出征せる兄弟の生活保障問題等を以て、